

申告相談日程表

受付時間は、各会場とも9時～11時30分及び13時～16時です。

| 月日 | 対象地区 | 会場 | |
|----------|-----------------------|-------------------------------|--|
| 2月16日(火) | 大野・西平(下郷・宿) | 建具会館 2階集会室 | ※申告相談期間中は、日程表以外の場所では申告相談を行っていませんので、ご注意ください。 |
| 2月17日(水) | 大野・西平(西平上サ・宮平・清水・奥畑) | | |
| 2月18日(木) | 西平(女鹿岩・池ノ入・後野)・雲河原・梶平 | | |
| 2月19日(金) | 瀬戸元上・大附 | 都幾川公民館 3階講座室 | ※来場者数に片寄りが出ないように地区の割振りをしていますが、いずれの日でも申告することができますので、ご都合のよい日をご利用ください。 |
| 2月22日(月) | 瀬戸元下・関堀 | | |
| 2月24日(水) | 馬場・別所 | | |
| 2月25日(木) | 本郷・田中 | ※番匠の2、3日目の会場は「アスピアたまがわ」になります。 | ※収入のない方の町県民税申告は、税務課窓口と第二庁舎行政サービスコーナーで受け付けています。申告期間前(令和3年1月4日)から受け付けており、比較のお待ちいただくことはありませんので、ぜひご利用ください。 |
| 2月26日(金) | 桃木・番匠1 | | |
| 3月1日(月) | 番匠(2・台) ※ | | |
| 3月2日(火) | 番匠(4・5) ※ | 文化センター (アスピアたまがわ) 2階会議室 | ※収入のない方の町県民税申告は、税務課窓口と第二庁舎行政サービスコーナーで受け付けています。申告期間前(令和3年1月4日)から受け付けており、比較のお待ちいただくことはありませんので、ぜひご利用ください。 |
| 3月3日(水) | 田黒・日影 | | |
| 3月4日(木) | 田黒・五明 | | |
| 3月5日(金) | 玉川(春和3・4・5) | 文化センター (アスピアたまがわ) 2階会議室 | ※収入のない方の町県民税申告は、税務課窓口と第二庁舎行政サービスコーナーで受け付けています。申告期間前(令和3年1月4日)から受け付けており、比較のお待ちいただくことはありませんので、ぜひご利用ください。 |
| 3月8日(月) | 玉川(春和1・2) | | |
| 3月9日(火) | 玉川(根際) | | |
| 3月10日(水) | 玉川(上郷・仲井) | 文化センター (アスピアたまがわ) 2階会議室 | ※収入のない方の町県民税申告は、税務課窓口と第二庁舎行政サービスコーナーで受け付けています。申告期間前(令和3年1月4日)から受け付けており、比較のお待ちいただくことはありませんので、ぜひご利用ください。 |
| 3月11日(木) | 玉川(一ト市) | | |
| 3月12日(金) | 上記に来られない方 | | |
| 3月15日(月) | | | |

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、日程・会場・感染拡大防止対策等に変更が生じることがあります。

所得税及び復興特別所得税・町県民税の申告について

～ 申告期間 令和3年2月16日(火)から3月15日(月)まで ～

所得税及び復興特別所得税と町県民税の申告を受け付けます。申告期限間際になると、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。余裕をもって正しく申告しましょう。

問 税務課 ☎65-0811

所得税の申告が必要な方

次の事項に該当する方です。

- 1 事業や不動産などの令和2年中の各種所得の合計額が、基礎、配偶者、扶養などの所得控除の合計額を超える方。
- 2 令和2年中の給与等の収入金額が2千万円を超える方。
- 3 給与所得者で、給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。
- 4 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与と退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える方。

注意 個人年金、生命保険等の満期金・解約金等の収入があった方も申告が必要です。

町県民税(住民税)の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、ときがわ町に住所があり、所得税の確定申告が不要な次の事項に該当する方です。

- 1 給与所得者で次の事項に該当する方。
 - ◆ 勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がなかった方。
 - ◆ 給与所得以外に所得のあった方。
 - ◆ 給与所得のみで、令和2年中に就職または退職して、勤務先で年末調整をしていない方。
- 2 年金所得者で次の事項に該当する方。
 - ◆ 公的年金に係る雑所得以外に所得のある方。
- 3 各種控除を追加で申告される方。
- 4 収入のなかった方。

※町県民税の非課税判定、国民健康保険税の軽減、介護保険の段階判定、後期高齢者医療制度保険料計算、扶養認定、福祉関係手当、保育料の算定などの資料として、収入がないことを申告してください。

町から通知をお送りします

令和元年分の申告を基に、町県民税の申告が必要と思われる方には、役場税務課から「申告相談について」のハガキをお送りしますが、届かない場合でも該当と思われる方は、申告してください。なお、所得税の申告される方は、町県民税の申告は必要ありません。

申告に必要なもの

- 1 印鑑(スタンプ印は不可)
- 2 マイナンバーカードまたは通知カード(記載事項に変更ない場合に限る)
- 3 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
- 4 利用者識別番号を持っている方は、番号が分かる書類
- 5 所得の確認できる書類
 - ◀給与所得者、年金受給者>
 - ◆ 源泉徴収票
 - ◀営業等、不動産、農業所得者>
 - ◆ 収入や経費の帳簿に基づいて作成した収支内訳書
 - ◀不動産所得者>
 - ◆ 申告対象の固定資産税納税通知書(土地・家屋課税明細書)
- 6 社会保険(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の支払証明書や領収書
- 7 生命保険(個人年金含む)、地震保険等の控除証明書
- 8 医療費控除の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)を活用する方は、通知を明細書に添付してください
 - ※明細書は作成の上、お越しください。
 - ※今回の申告からは、領収書添付または提示では申告はできません。
 - ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける際は、セルフメディケーション税制の明細書の作成・添付及び、一定の取組を行った書類が必要です。
- 9 障害者手帳等
- 10 学生証
- 11 還付または口座振替で納税する場合、預貯金口座が分かるもの。口座振替で納付を行う場合は、通帳印も必要です。
- 12 その他申告に必要なもの(寄附の証明書等)
 - ※税務署から「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が送付された場合は、申告会場にご持参ください。

次の内容は 税務署(東松山市民文化センター)へ

- ・土地や建物、株式を売り、譲渡所得のある方。
- ・配当所得のある方。
- ・青色申告の方。
- ・申告書の控に受付印が必要な方。
- ・雑損控除のある方。
- ・国外の親族を扶養とする方。
- ・営業、農業等の事業の方で、収支内訳書の作成の方法がわからない方。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力ください

- ・会場内では、マスクを着用してください。
- ・自宅で検温し、発熱や体調がすぐれない方は、来場を控えてください。
- ・入場の際に検温を実施します。発熱等(37.5℃以上)の症状のある方は、入場をご遠慮いただきます。
- ・換気のため窓や入り口を開放するため、寒暖に対応できる服装で来場してください。
- ・待合室が混雑した場合は、自家用車での待機を依頼することがありますので、ご承知おきください。

～ 簡単にできる！確定申告 ～

確定申告の方(町県民税の申告の方は除く)は、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご自宅からパソコン・スマホによるe-Tax(電子申告)にご協力ください。利用方法は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」等を参照してください。

国税庁ホームページアドレス
<https://www.nta.go.jp>